

逃げて野性化したら大変

# セイヨウオオマルハナバチは 「特定外来生物」なんです!!

必見  
情報



## セイヨウオオマルハナバチ飼養等の許可をうけた方へ 適切な飼養のお願い

トマト等のハウス栽培で多くの農家の方が利用しているセイヨウオオマルハナバチ。

しかし、日本の生態系に大きな影響を及ぼすおそれがある外来種として、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されています。そのため農業でこのハチを利用するときは、適切な施設（ハウス）及び管理等を整えた上で、環境省の許可が必要となっています。このパンフレットは、セイヨウオオマルハナバチの適切な飼養について、要点をまとめたものです。



環境省 九州地方環境事務所

# セイヨウオオマルハナバチ飼養のチェックポイント!

1  
チェック

巣箱を購入するときには、お互いの許可番号を確認!

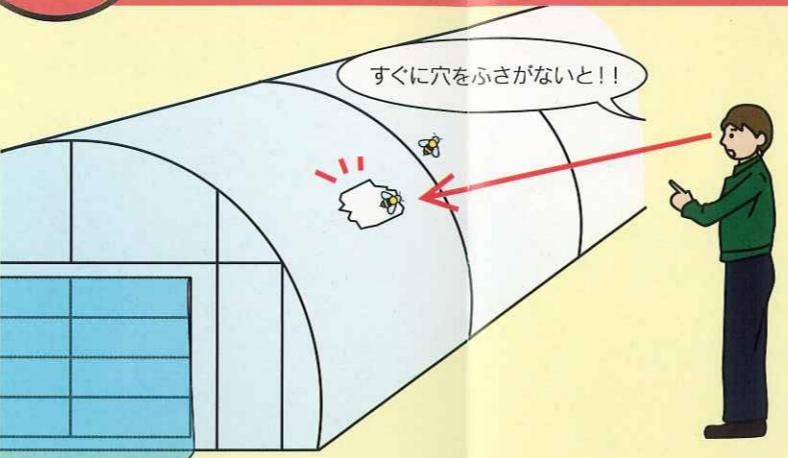


巣箱を購入するときには、必ず購入先の農協や取扱業者の名前と許可番号をメモに控えましょう。また、購入先からも許可番号を確認されます。

許可番号のない人や業者等からは購入できません。

2  
チェック

ハウスにハチの抜け穴がないか確認!



ハウスでハチを飼養しているときには、常に天窓、側面、換気扇のネットや全体のビニールに穴が空いていないか確認しましょう。もし穴が空いていたら、直ちにハチを巣箱に回収したり、ハウスの穴をふさぐなど、対処しましょう。

3  
チェック

出入口は常に2重に閉じられるか確認!



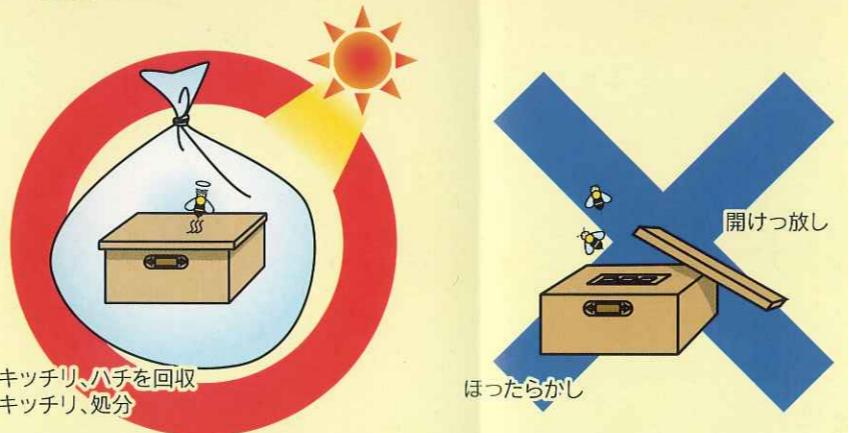
ハウスの出入口は、特に注意!

人の出入りや出荷の搬出作業時など、逃げ出す可能性が高くなります。こまめに出入口を閉じるように心がけましょう。

また、常に2重構造で完全に閉じることが出来るか確認しましょう。

4  
チェック

最後には、ハチを確実に処分しましょう!



巣箱を購入して1~2か月すると、ハチの動きが鈍くなります。しかし、鈍くなったからといって、そのまま放置したりせず、ハチを回収してその巣箱の飼養を終わりましょう。

そして、巣箱をビニール袋に入れ、日光に当てて蒸したり、熱湯をかけるなど確実に処理しましょう。

※ハチの巣箱は1箱数万円もする高価なものです。1匹たりとも逃がさないことは、環境に悪影響を及ぼさないことに加え、作物の受粉効率を高めてくれるので、経済的でもあります。

## 許可後、実施しなければならないこと

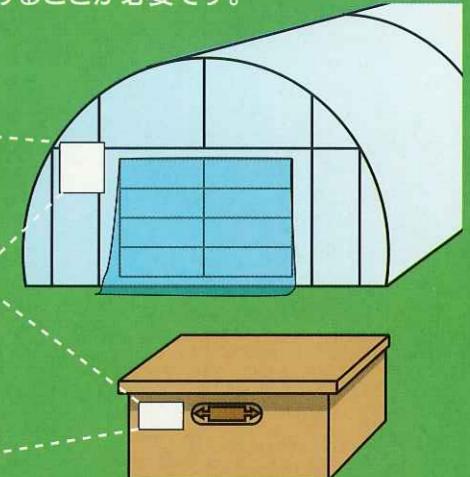
許可の概要の掲示

許可をうけたハウスと巣箱には許可証のコピーか許可の概要(許可番号、特定外来生物の種類、有効期間)を書いたものを常に貼り付けることが必要です。

許可証のコピー	
許可番号	XXXXXX
特定外来生物の種類	セイヨウオオマルハナバチ
許可の有効期限	平成21年〇月〇日まで

又は

許可証	
許可番号	XXXXXX
特定外来生物の種類	セイヨウオオマルハナバチ
許可の有効期限	平成21年〇月〇日まで



## 許可後、届出等しなければならない書類

特定外来生物の識別措置の実施届出書  
(様式3): 1回だけ提出

許可後、ハチの飼養を開始したときには、30日以内に許可の概要を掲示している状況を取った写真とともに届出書(様式3)を九州地方環境事務所長へ提出することが必要です。(1回だけ)。

特定外来生物の飼養等をする数量の変更届出書  
(様式11): 毎年1回提出

毎年1回、取り扱った巣箱の数量、日付、購入相手の氏名(又は名称)、許可番号(購入時にメモを忘れずに)等を届出書(様式11)に記入し、九州地方環境事務所長へ提出することが必要です。(注意) 平成21年6月8日以降の日付で許可を受けた農家の場合は様式11の届出は省略されました。許可証の日付をご確認ください。

最寄りの農協や取扱業者をとおして、申請をした方は、様式3及び様式11の届出書をとりまとめて提出していただけるので、農協や取扱業者へご相談ください。

その他の書類: その都度提出

「新たに建てたハウスで飼養したい」、「許可を得たときよりも多くの巣箱を同時にハウスに入れたい」、「申請したときから住所を変更した」、「有効期限が近づいたので、許可の更新をしたい」など、手続きが必要になります。最寄りの農協や巣箱の取扱業者の方へご相談いただくか、直接九州地方環境事務所野生生物課へご連絡ください。

# なぜ、セイヨウオオマルハナバチは 「特定外来生物」に指定されたのか？



セイヨウオオマルハナバチ

学名: *Bombus terrestris*

特徴: 体長1~2cm程度。全身がふさふさとした毛に覆われ、黒と黄のストライプ。腹部末端は白くなっています。

九州地方では、トマトのハウス栽培で多くの農家の方がセイヨウオオマルハナバチを利用しておられ、今では労力の軽減や経営規模の維持には、欠かせなくなっています。

しかし、ヨーロッパ原産のセイヨウオオマルハナバチは、日本在来のマルハナバチを駆逐するおそれがあります。現にイスラエルでは、セイヨウオオマルハナバチのために在来のハチ全般が衰退した例が報告されています。

その他にも日本在来のハチに花の受粉などを依存している植物への影響(種子生産が低下するなど)が心配されています。

日本でも、平成8年に北海道でセイヨウオオマルハナバチの巣が野外において発見されて以来、多くの場所で見られるようになるなど、環境への影響が心配されています。

そのため環境省では、平成18年9月にセイヨウオオマルハナバチを外来生物法の「特定外来生物」に指定しました。

## 外来生物法とは？

外来生物法とは、正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定外来生物による生態系・人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法では、許可なく特定外来生物に指定された生物を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則禁止しています。

**これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。**

セイヨウオオマルハナバチの他にも、湖や河川など日本在来の小型魚類・昆虫類等を食べてしまうオオクチバスやブルーギル。最近、農業被害が言われるようになってきたアライグマなども日本の生態系に悪影響をおよぼすおそれがある外来種として、特定外来生物に指定されています。

## セイヨウオオマルハナバチが「特定外来生物」であることを よくご理解いただき、適切な飼養をお願いいたします。

もっと詳しく外来生物法について知りたい方は、環境省のホームページの「外来生物法」をご覧下さい。

アドレス: <http://www.env.go.jp/nature/intro/>

### 【お問い合わせ先】

#### 九州地方環境事務所 野生生物課

住所: 熊本県熊本市尾ノ上1-6-22 電話: 096-214-0339 FAX: 096-214-0350